

若者の雇用環境の改善を求める意見書

平成 20 年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、さらなる悪化が懸念される。

日本は技術立国として知られているが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失である。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなる。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられる。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチである。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の大企業志向を助長させており、さらに就職しても3年以内で離職する割合が3割を超える現状は、雇用のミスマッチが原因の一つともいえる。

よって、国においては、若者の雇用環境の改善のため、以下の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く要望する。

記

- 1 ハローワークと就職支援サイトの連携強化や緊急雇用対策事業などで中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。
- 2 学校から職場への円滑な移行を目的としたインターンシップ制や、企業現場での実習（OJT）を行う有期実習型訓練を実施する中小企業などに対する助成金制度を拡充すること。
- 3 ジョブカフェ（ヤングジョブステーション）などにより学生と中小企業の接点を強化する事業の継続・拡充を図ること。
- 4 地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。
- 5 業種別の採用傾向の把握・分析を行い、若年者（失業者・フリーター等）に対して「ジョブ・カード制度」などを活用し、雇用拡大・改善・ミスマッチの解消に向けた取り組みを推進すること。
- 6 中小企業の業況・資金繰りが依然として厳しいことから、平成 25 年 3 月に終了する「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の継続をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

沼津市議会